

# 兵庫県公報

平成29年12月1日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 告 示                           | ページ |
| ○ 兵庫県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則（都市政策課） | 1   |

## 告 示

### 兵庫県告示第1026号

不動産特定共同事業法施行規則（平成7年大蔵省・建設省令第2号）第19条第3項及び第69条第4項の規定に基づき、不動産特定共同事業者名簿その他の書類の閲覧に関する規則を次のとおり定める。

平成29年12月1日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則

（趣旨）

第1条 この規則は、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第13条及び第49条に規定する書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所の場所）

第2条 知事は、不動産特定共同事業法施行規則（平成7年大蔵省・建設省令第2号）第19条第2項及び第69条第3項に規定する閲覧所（以下「閲覧所」という。）を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室内に置く。

（閲覧時間等）

第3条 名簿等の閲覧時間は、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

2 閲覧所の休日は、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日とする。

3 知事は、名簿等の整理その他必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧時間を伸縮し、又は休日进行を設けることがある。

（閲覧手続）

第4条 名簿等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧名簿に、閲覧しようとする事業者名、閲覧者の住所及び氏名並びに閲覧理由を記入しなければならない。

（閲覧所以外の場所での閲覧禁止）

第5条 名簿等は、閲覧所以外の場所で閲覧してはならない。

（閲覧の停止等）

第6条 知事は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、名簿等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則又は職員の指示に従わないとき。
- (2) 名簿等を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。